

岡山県公報

発行

岡山県



目次

規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

デジタル推進課

担当課（室）

- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）
【企業局】

市町村課
総務企画課

人事委員会

目次

- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）
【人事委員会】

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

担当課（室）

◎岡山県規則第七十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「別表第一の三の項」を「別表第一の一の項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「別表第一の三の三の項」を「別表第一の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「別表第一の七の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「別表第一の八の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三条第一項中「私立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第百七十七条に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十号に掲げる」に改め、同項第二号中「私立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十号に掲げる」に改め、同項及び第五項を削り、同条第六項中「岡山県立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十二条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「国公立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十二条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第一号中「公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十二条第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「公立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する」を「省令第百七十号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第九項を第七項とし、第十項を第八項とする。

第四条第一項中「情報は」の下に「同条第一号に規定する」を加え、同項第一号中「第一百二十七条第一号ウ」を「第一百二十七条第一号ノ」に改め、同項第二号中「第一百二十七条第一号ヰ」を「第一百二十七条第一号オ」に改め、同条第二項中「生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者」を「同条第一号に規定する要保護者等」に改め、同項第一号中「第四十四条第一号ウ」を「第四十四条第一号ノ」に改め、同項第二号中「第四十四条第一号ヰ」を「第四十四条第一号オ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例別表第三の二の二の項に規定する規則で定める事務は、省令第百六十三条各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、同条第一号に規定する要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報とする。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

一 就学奨励費関係情報であつて規則で定めるものは、省令第百六十三条第一号ノに

掲げる情報

二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるものは、省令第百六十三条第一号才に掲げる情報

第四条第四項第一号口中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報」を「省令第百五十三条第一号口に掲げる情報」に改め、同項第二号口中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報」を「省令第百五十三条第二号口に掲げる情報」に改め、同条第五項中「次に」を「同条第一号に規定する保護者等に係る次に」に改め、同項第二号中「特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報」を「省令第六十一条第二号口に掲げる情報」に改め、同条第六項中「次に」を「省令第六十一条第一号に規定する保護者等に係る次に」に改め、同項第二号中「特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報」を「省令第六十七条第二号中「外国人生活保護実施関係情報」を「省令第六十五条第二号に掲げる情報」に改める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和七年条例第百八号）の施行の日から施行する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第七十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「とする」を「ものとする」に改める。

第十条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「別表第一第十一号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十号」に改め、同項を同条第十項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第六項中「第五条の二第四項」を「第五条の三第四項」に改める。

第十五条第一項第十六号中「又は満五十歳」を「満五十歳又は満六十歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第十五条第一項第十六号の規定は、令和七年四月一日以降に満六十歳に達した職員について適用する。

◎岡山県人事委員会規則第三十二号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和二十八年岡山県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「六千百円」を「六千四百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同条第三項中「二万二千円」を「二万三千五百円」に、「一万千円」を「一万千七百五十円」に改める。

第四条第一項中「うえ」を「上、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第三十三号
岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた県費負担教職員で、当該採用の日の前日に条例第五条第一項又は第二項の規定によるべき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるべき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

第二条の四第一項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「、」「、」という。）及び「（地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 新たに給料表の適用を受ける県費負担教職員となつたこと又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項の規定による採用（地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）をされたことにより、べき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に勤務することとなつた県費負担教職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

第二条の四第二項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前項第五号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

第二条の四第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日にべき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。ただし、第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

2 改正後の第二条の四第一項第二号の規定は、令和七年四月一日（以下「基準日」という。）以後に地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定（以下「地公法第二十二条の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（地公法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）又は暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）について適用する。

3 改正後の第二条の四第一項第五号の規定は、基準日以後に地公法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）第五条第一項又は第二項の規定によるべき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が基準日以後である場合について適用する。

（岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の五」を「第二条の四及び第二条の五」に改める。

附則第三項中「同項第二号及び第三号」を「同項第三号、第四号及び第五号」に改め、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「とする」を「と、同項第五号並びに改正後の規則第一条の五第一項第二号及び第二項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする」に改める。

附則第四項中「第二条の四第一項第二号」を「第二条の四第一項第三号」に改める。

附則第五項中「第二条の四第一項第三号」を「第二条の四第一項第四号」に改める。

◎岡山県人事委員会規則第三十四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

別表第一精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

食肉衛生検査所	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)
動物愛護センター	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと畜検査業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)
家畜保健衛生所	(1) 専ら狂犬病予防業務又は動物管理業務に従事する獣医師 (所長)	(2) 専ら狂犬病予防業務又は動物管理業務に従事する獣医師 (所長)	(1) 専ら家畜の衛生、防疫又は病性鑑定業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専ら家畜の衛生、防疫又は病性鑑定業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専ら家畜の衛生、防疫又は病性鑑定業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専ら家畜の衛生、防疫又は病性鑑定業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専ら家畜の衛生、防疫又は病性鑑定業務に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)
県営食肉地方卸売市場 又は県営と畜場	(1) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(2) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)	(1) 専らと殺及び解体の指導監督業務等に従事する獣医師 (2)に掲げる者を除く。)
医師 (場長)	二	三	一	二	一	二	三

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第三十五号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十六号中「又は満五十歳」を「満五十歳又は満六十歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十一条第一項第十六号の規定は、令和七年四月一日以降に満六十歳に達した職員について適用する。

◎岡山人事委員会規則第三十六号

初任給調整手当に課する規則の一項を改定する規則を次のようとする。

令和七年十一月一十一日

岡山人事委員会規則 安 田 寛

初任給調整手当に課する規則の一項を改定する規則

第一項 初任給調整手当に課する規則（昭和三十六年岡山人事委員会規則第九号）の

一項を次のよう改定する。

同表第一号欄以外の部分を次のよう改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 滿	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 52,100	円 50,000
1 年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	46,000
2 年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	42,000
3 年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	38,000
4 年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	34,000
5 年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	30,000
6 年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	50,300	27,000
7 年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	48,500	24,000
8 年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	46,700	21,000
9 年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	44,900	18,000
10 年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	43,100	15,000
11 年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	41,300	12,000
12 年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	39,500	9,000
13 年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	37,700	6,000
14 年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	36,300	3,000
15 年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	34,900	
16 年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	33,500	
17 年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	32,100	
18 年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	30,700	
19 年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	29,300	
20 年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	27,900	
21 年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	27,300	
22 年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	26,700	
23 年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	25,700	

外 告 布 山 岡 県 公 告

別表第三 (附則第三項関係)

24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	25,100
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	24,500
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	23,900
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	23,300
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	22,500
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	22,200
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	21,800
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	21,200
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	20,300
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,400
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	18,700

※ 資源川子連合の給与をもとに算出された。

期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	円 35,000
1年以上2年未満	36,500	32,200
2年以上3年未満	36,500	29,400
3年以上4年未満	36,500	26,600
4年以上5年未満	36,500	23,800
5年以上6年未満	36,500	21,000
6年以上7年未満	35,200	18,900
7年以上8年未満	34,000	16,800
8年以上9年未満	32,700	14,700
9年以上10年未満	31,400	12,600
10年以上11年未満	30,200	10,500
11年以上12年未満	28,900	8,400
12年以上13年未満	27,700	6,300
13年以上14年未満	26,400	4,200
14年以上15年未満	25,400	2,100
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	

令和7年12月23日 岡山県公報 召外

18年以上19年未満	21,500
19年以上20年未満	20,500
20年以上21年未満	19,500
21年以上22年未満	19,100
22年以上23年未満	18,700
23年以上24年未満	18,000
24年以上25年未満	17,600
25年以上26年未満	17,200
26年以上27年未満	16,700
27年以上28年未満	16,300
28年以上29年未満	15,800
29年以上30年未満	15,500
30年以上31年未満	15,300
31年以上32年未満	14,800
32年以上33年未満	14,200
33年以上34年未満	13,600
34年以上35年未満	13,100

第11條 税込総額離合並に課する賦課の1割を次のとおり課出する。

第11条第1項「十円母」を「一十母」に改める。

円	円
50,000	60,000
46,000	57,000
42,000	54,000
38,000	51,000
34,000	48,000
30,000	45,000
27,000	42,000
24,000	39,000
21,000	36,000
18,000	33,000
15,000	30,000
12,000	27,000
9,000	24,000
6,000	21,000

第11条第1項

改める。

第11条第1項

改める。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

3,000	18,000
35,000	42,000
32,200	39,900
29,400	37,800
26,600	35,700
23,800	33,600
21,000	31,500
18,900	29,400
16,800	27,300
14,700	25,200
12,600	23,100
10,500	21,000
8,400	18,900
6,300	16,800
4,200	14,700
2,100	12,600
	10,500
	8,400
	6,300
	4,200
	2,100

別表第11-1を
記載する。

別表第11-1

」

附 則

この規則は、公布の日からの施行し、第一条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日からの適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十七号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

（署名）

（捺印）

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審査請求書が法第四十九条の三に規定する期間の経過後に提出された場合であつても、そのことにつき正当な理由があるときは、当該審査請求書は同条に規定する期間内に提出されたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百二十五以上百分の三百十五」を「百分の百二十七・五以上百分の三百二十二・五」に、「百分の百五十一以上百分の三百七十五」を「百分の百五十三・五以上百分の三百八十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百十六以上百分の百二十七・五」に、「百分の百三十六・五以上百分の百五十一」を「百分の百三十九以上百分の百五十三・五」に改め、同号ハ中「百分の百二（）」を「百分の百四・五（）」に、「百分の百二十二」を「百分の百二十四・五」に改め、同号ニ中「百分の百二未満」を「百分の百四・五未満」に、「百分の百二十二」を「百分の百二十四・五」に改め、同項第二号イ中「百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五」を「百分の九十以上百分の二百七十」に改め、同号ロ中「百分の七十七・五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「百分の七十一」を「百分の七十三・五」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百二十七・五以上百分の三百二十二・五」を「百分の百二十六・二五以上百分の三百十八・七五」に、「百分の百五十三・五以上百分の三百八十二・五」を「百分の百五十二・二五以上百分の三百七十八・七五」に改め、同号ロ中「百分の百十六以上百分の百二十七・五」を「百分の百十四・七五以上百分の百二十六・二五」に、「百分の百三十九以上百分の百五十三・五」を「百分の百三十七・七五以上百分の百五十二・二五」に改め、同号ハ及びニ中「百分の百四・五」を「百分の百三・二五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十三・二五」に改め、同項第二号イ中「百分の九十以上百分の二百七十」を「百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十八・七五」に改め、同号ハ中「百分の七十三・五」を「百分の七十二・二五」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十九号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

寛

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一

部を次のように改正する。

第十八条中「第二十八条第一号」を「第二十八条第二項」に改める。

第二十条第一項中「第三十二条に」を「第三十二条第一項の人事委員会規則で」に、「同条に」を「同項の人事委員会規則で」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第三項第二号中「岡山県職員給与条例」の下に「（昭和二十六年岡山県条例第十八号）」を加える。

第二十四条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、第一号及び第四号に掲げる手当は、家畜保健衛生所に勤務する職員で、岡山県職員給与条例第八条の規定による給料月額の調整額（以下単に「給料月額の調整額」という。）の支給を受ける獣医師であるものに対しては支給しない。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年岡山県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「掲げる額に」を「掲げる額（同表の備考に規定する額を除く。）に」に、「額（）」を「額に同表の備考に規定する額をえた額（）に改め、同条の次に次の一
条を加える。

（義務教育等教員特別手当を支給する職員の業務）

第三条の二 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる校務の種類に応じて支給する。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級（高等
等学校の通信制課程にあつては、学年）に限り、特別支援学級を除く。）を担任す
る業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

第四条に次のただし書きを加える。

ただし、別表第一の備考及び別表第二の備考に規定する額の支給については、日割
計算による支給を行わないものとする。

附則第八項中「同条第各号」を「同条第一号及び第二号」に、「掲げる額に」を「掲
げる額（同表の備考に規定する額を除く。）に」に、「額（）」を「額（）に同表の備考に規
定する額をえた額」と、同条第三号中「額を除く。」とあるのは、「額を除く。」に
百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨
て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）と、「額（）」
とあるのは、「額（同表の備考に規定する額を除く。）に百分の七十を乗じて得た額（そ
の額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数
を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に同表の備考に規定する額をえた額（）」
に改める。

別表第一を次のように改める。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

別表第一 教育職給料表(二)又は小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員 (第三条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1号給から4号給まで	1,300円	1,400円	2,800円	3,400円	5,100円
	5号給から8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29号給から32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33号給から36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37号給から40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81号給から84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85号給から88号給まで	2,800	3,800	5,000		
	89号給から92号給まで	2,900	3,900	5,000		
	93号給から96号給まで	3,000	4,000	5,000		
	97号給から100号給まで	3,100	4,100	5,100		
	101号給から104号給まで	3,100	4,200			
	105号給から108号給まで	3,200	4,300			
	109号給から112号給まで	3,200	4,400			
	113号給から116号給まで	3,200	4,400			
	117号給から120号給まで	3,300	4,500			
	121号給から124号給まで	3,300	4,600			
	125号給から128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から132号給まで		4,700			
	133号給から136号給まで		4,700			
	137号給から140号給まで		4,700			
	141号給から144号給まで		4,700			
	145号給から148号給まで		4,800			
	149号給から152号給まで		4,900			
	153号給から156号給まで		4,900			
	157号給		4,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、第3条の2第1号に規定する業務を担う職員には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

別表第一を次のように改める。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける職員 (第三条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		1,300円	1,700円	2,800円	4,000円	5,100円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	5号給から8号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29号給から32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33号給から36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37号給から40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から68号給まで	2,600	3,700	4,700		
	69号給から72号給まで	2,600	3,800	4,700		
	73号給から76号給まで	2,700	3,800	4,700		
	77号給から80号給まで	2,800	3,900	4,700		
	81号給から84号給まで	2,800	4,000	4,800		
	85号給から88号給まで	2,800	4,100	5,000		
	89号給から92号給まで	2,900	4,200	5,000		
	93号給から96号給まで	3,000	4,300	5,000		
	97号給から100号給まで	3,100	4,400	5,100		
	101号給から104号給まで	3,100	4,400			
	105号給から108号給まで	3,200	4,500			
	109号給から112号給まで	3,200	4,600			
	113号給から116号給まで	3,200	4,700			
	117号給から120号給まで	3,300	4,700			
	121号給から124号給まで	3,300	4,700			
	125号給から128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から132号給まで	3,400	4,700			
	133号給から136号給まで	3,400	4,800			
	137号給から140号給まで	3,400	4,900			
	141号給から144号給まで	3,500	4,900			
	145号給から148号給まで	3,500	4,900			
	149号給から152号給まで	3,500				
	153号給	3,500				
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、第3条の2第1号に規定する業務を担う職員（中等教育学校の前期課程の職員を除く。）には、この表の額に3,000円（同号の業務を複数名で担う場合は、1,500円）をそれぞれ加算する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

2 この表の適用を受ける職員のうち、第3条の2第1号に規定する業務を担う中等教育学校の前期課程の職員には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

令和7年12月23日 岡山県公報 号外

この規則は、
令和八年
一月一日から施行する。
附則

◎岡山県人事委員会規則第四十一号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八第二項第四号中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第十七条の十一第一項各号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

第十八条第二項第二号口中「三三〇円」を「三四〇円」に、「四七〇円」を「四九

〇円」に、――六一〇円――を――六四〇円――に、「七五〇円」を「七

九〇円」に、「八九〇円」を「九三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、一六〇円」を「一、二三〇円」に、「一、二七〇円」を「一、三八〇円」に、「二、三九〇円」を「一、五三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六九〇円」に、「一、六一〇円」を「一、八四〇円」に、「一、七三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、八四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、九六〇円」を「一、三四〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、一九〇円」を「一、六七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、八三〇円」に、「一、四一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、五三〇円」を「一、一六〇円」に改める。

第二条 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第十七条の十一第一項各号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）（第十七条の十一第一項各号を除く。）の規定は令和七年四月一日から、改正後の規則第十七条の十一第一項各号の規定は同年十二月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第四十二号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

寛

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第二項第四号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第十六条の十一第一項各号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

第二条 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第一項各号中「百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。